

スクールバスについて（文部科学省：国内におけるスクールバス活用状況等報告抜粋）

1 スクールバス導入の背景

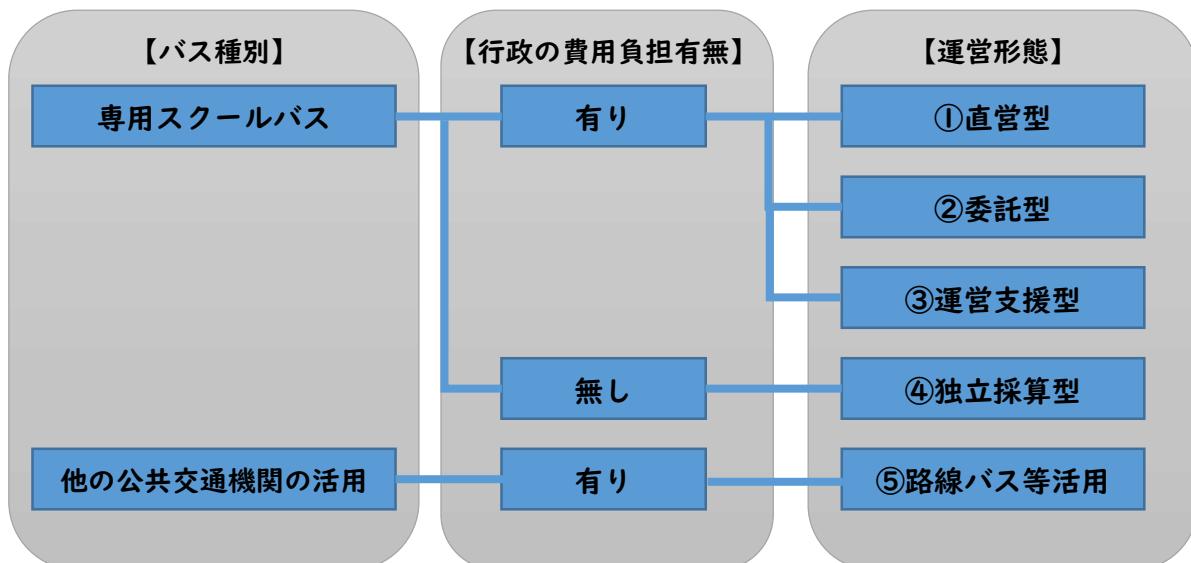
スクールバスの導入については、主に以下の機会を契機に行われました。

一つ目は、主としてへき地における通学支援のための導入です。昭和29年に施行された「へき地教育振興法」においては、へき地学校の児童生徒の通学を容易にするための措置を講じることを市町村の任務として求めています。そのため、へき地学校への通学支援のためのスクールバスの購入費の国庫補助制度が設けられています。また、近年、市町村合併、過疎化などにより学校の統廃合が進んでいますが、統合のため遠距離通学が必要になった児童生徒を対象とした、スクールバスの国庫補助を行っています。それにともなって、各市町村においては、自宅等から学校までの遠距離を対象としたスクールバスの購入費について、国庫補助制度を活用しています。

二つ目は、通学路における安全確保の手段としての導入です。平成17年に広島市、栃木県旧今市市(現日光市)などで発生した通学路における児童生徒等に対する犯罪事案の発生を受け、通学路の安全確保が大きな課題となっています。そのため、登下校の安全確保の観点から、上述のへき地支援のスクールバスに通学距離が短い児童生徒を同乗させる取組等がなされています。また、文部科学省としても、警察庁、総務省、国土交通省と連携し、「登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について(平成18年2月)」を各都道府県及び指定都市教育委員会に対して発出し、路線バス等をスクールバスとして活用することについて、登下校の安全確保の方策の一つとして検討するよう求めています。

2 スクールバスの運行形態

運営形態の分類は、登下校の時間帯は児童生徒のみが乗車するバスと、児童生徒が路線バス等に一般の乗客と一緒に乗車する場合を区別した上で、以下のように整理しています。



① 専用スクールバス：直営型

【自治体が直営で運営する専用スクールバス】

登下校の時間帯は、児童生徒のみが乗車するが、自治体によっては、空き時間を路線バスや

福祉バス等、他の用途に利用することもあります。運営費用は行政が負担し、利用者（保護者を含む。以下同じ）の費用負担は発生しない場合が多いようです。

② 専用スクールバス：委託型

【自治体が民間事業者等に委託をして運行する専用スクールバス】

自治体が所有する車両の運行業務のみを委託するケースと、車両も含めた全業務を委託するケースがありますが、いずれの場合も登下校の時間帯は貸し切りとなり、児童生徒のみが乗車します。運営費用は行政が負担し、利用者の費用負担は発生しない場合が多いようです。

③ 専用スクールバス：運営支援型

【PTAや地域協議会等、地域の団体等が主体となり、行政の支援を受けて運営する専用スクールバス】

民間事業者等への委託により、地域の団体等が主体となって運営し、行政はその運営費用の一部を補助します。保護者や地域の主導で導入の検討が始まっているため、利用者の自己負担が発生する場合が多いようです。

④ 専用スクールバス：独立採算型

【PTAや地域協議会等、地域の団体等が主体となり、独立採算で運営する専用スクールバス】

民間事業者等への委託により、地域の団体等が主体となって運営し、行政の補助もなく、すべて利用者や地域の負担により運営されています。保護者や地域の主導で導入の検討が始まり、かつ、行政からの補助がないため、利用者の自己負担が発生します。

⑤ 路線バス等活用型

【路線バス等の交通機関を児童生徒の登下校に活用】

路線バス、コミュニティバス、福祉バス等、様々な交通機関が児童生徒の登下校に活用されています。専用スクールバスとは異なり、児童生徒は、一般の乗客とともにバスに乗車し、登下校を行います。

行政直営の路線バスや行政からの委託で運行している路線バス、あるいは、民間事業者が運行する路線バスなど、様々な交通機関が活用されていますが、いずれの場合も、児童生徒が購入する定期代等の通学費に相当する費用の一部、または全部を行政が負担する場合が多いようです。行政直営の路線バスを活用する場合は、児童生徒の通学費相当分の予算を教育委員会が確保し、その予算を路線バスを所管する部局の歳入とするなど、多くは行政の内部で経費負担が行われます。一方、民間事業者が運営する路線バスを活用する場合は、業務委託として行政から事業者に委託費が支払われる場合と、行政から利用者に定期代等の費用が支払われる場合があります。

3 導入事例

別紙参照

4 スクールバス導入における基準

スクールバス導入における国の基準等は特段ありませんが、国庫補助の対象として、通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上が補助の対象としている。この他に自治体独自で基準を設ける場合が多い。

5 スクールバス等の多様な交通手段導入に伴う課題

- ・運動量の確保
- ・体力づくり活動の充実
- ・放課後の遊び時間や学習時間の確保
- ・乗車時間の有効活用